

不妊治療への支援

担当 健康長寿課 母子保健担当
内線 3561

1 目 的

晩婚化が進展している中で、不妊の問題は一層深刻となっている。そこで、少子化対策の一環として子供を望む夫婦の不妊検査・不育症検査に対して助成を行うとともに、早期の不妊治療を促すため若い夫婦の不妊治療費に助成を行う。また、治療を行う方への相談支援を強化する。

2 予算総額 1,630,406千円

3 事業概要

(1) 特定不妊治療への助成（保険適用への経過措置） 1,469,160千円

特定不妊治療が保険適用となる令和4年4月1日より前に開始した体外受精・顕微授精及び男性不妊治療に要する費用の一部を助成（上限30万円/回）

(2) 不妊・不育症に係る支援（県独自事業） 144,085千円

ア 早期不妊検査費助成

早期の治療につなげるため、夫婦揃って受けた不妊検査の費用に対し助成（夫婦につき1回のみ。上限2万円）

イ 早期不妊治療費助成

妻年齢35歳未満の夫婦が行った体外受精、顕微授精に対して助成（初回治療のみ対象。上限10万円）

ウ 不育症検査費助成（一部国庫補助事業）

- ・不育症検査のうち、先進医療に係る費用に対し助成（上限5万円）
- ・県独自に、先進医療以外の不育症検査費用に対して助成（夫婦につき1回のみ。上限2万円）

(3) 普及啓発及び相談 9,143千円

啓発冊子の配布や高校生等への出前講座、医師による面接相談等を実施。

(4) 不妊症・不育症治療を行う方の相談支援の強化（新規） 8,018千円

不妊、不育症の治療を行っても、流産、死産等により子供を持つことができなかった方への相談機能を強化し、精神的負担の軽減を図る。

ア 同じ経験をした方の団体による相談支援の実施

イ 市町村、県保健所職員、産科医療機関のスタッフ等を対象に研修会を実施

ウ 不妊治療等に関する医療機関、相談機関、行政機関等の協議会を設置

